

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法 第3条第1項第9号、第1号～第3号、第5号～第7号（許可の基準） 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第9号イ及び同号ロの欠格事由に該当しない、現実には当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 25 日以内
申 請 先： 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先： 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考：